平成２８年（フ）第１７３６号
横浜市神奈川区新子安１丁目２番３－1301号
破産者　有限会社香河工業
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７３７号
横浜市神奈川区新子安１丁目２番３－1301号
破産者　株式会社ＵＰＳ
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８１１号
横浜市戸塚区深谷町1655番地１
破産者　ブライトイースト株式会社
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８号
三重県南牟婁郡御浜町大字下市木2361番地
破産者　ウエムラスポーツこと　植村　孝一
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第２５号
山口県岩国市麻里布町６丁目１番15号
破産者　林産業株式会社
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第３６９号
北九州市小倉南区横代東町３丁目２番59号
破産者　有限会社ケイオーシー
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７７１号
千葉県流山市平和台１丁目５番地の４コスモ流山506
破産者　株式会社丸正
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７７２号
千葉県市川市大町108番地５
破産者　束元　睦美
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８６４号
千葉県市川市南行徳３丁目８番１－307号
破産者　直村　信一
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４５０号
千葉県市川市市川南２丁目６番１棟805号（ヴェルディール市川南）
破産者　新宮　　昭
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８４６号
千葉県市川市平田３丁目21番２号　（小泉ハイツ202号）
破産者　井田三枝子
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９８８号
千葉県船橋市上山町１丁目214番地82
破産者　清塚さおり
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９８９号
千葉県船橋市上山町１丁目214番地82
破産者　清塚　　誠
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８６７号
千葉県八千代市緑が丘１丁目1104番地の３
破産者　株式会社ナウ企画
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８６８号
千葉市花見川区こてはし台２丁目６番１号
破産者　笹田雄三郎
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９３号
大阪府和泉市黒鳥町１丁目９番63号
破産者　和泉総合開発株式会社
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
大阪府和泉市黒鳥町１丁目９番63号
破産者　有限会社ジーアンドシー電気
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１９４２号
最後の住所名古屋市中区栄１丁目18番15号ラ・レジダンス・ド・シャトレーヌ413号、従前の住所名古屋市北区若葉通１丁目13番地メゾンドール若葉５Ｂ号
破産者　亡位田誠相続財産
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８４号
広島市西区草津港１丁目８番１号中央卸売市場内213号
破産者　有限会社カツマル
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５００号
広島市中区胡町４番25号７Ｆ
破産者　株式会社ユーアイム
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４１号
千葉県成田市西三里塚１番地564（ファミーユ成田壱番館102）
破産者　福井　光徳
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第６４号
千葉県四街道市旭ケ丘２丁目15番３号
破産者　小林　美奈
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部